

「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針（URP23）」改正要旨

認定センター技術管理グループ

I. 改正を行う背景

IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針（URP23）は、平成 19 年 4 月に第 1 版が制定された。この方針の基礎となる ISO/IEC 17025 及び ILAC-P10 に変更はないことから、この方針の本質的な要求事項についても変更する必要はない。

一方、平成 19 年 11 月には ISO/IEC Guide 99:2007（国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語（以下「VIM3」という。））が、平成 22 年 11 月には VIM3 の英和対訳版が発行された。ISO/IEC 17025 では VIM が引用され「引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。」と定めていることから、用語の見直しが必要となった。

また、ILAC-P10:2002（測定結果のトレーサビリティに関する ILAC 方針）の改正案は現在 ILAC/AIC（国際試験所認定協力機構／技術委員会）で検討されているが、改正までには時間を要する状況である（平成 23 年 7 月 1 日現在 AIC 最終案作成中）。

平成 23 年 12 月には APLAC 再評価を受審するため、P10 の改正を待つことなく、VIM3 に対応するための改正を行う必要があることから、VIM3 の英和対訳版をもとに用語の見直しを行うと共に、文書の体裁を一部変更するための改正を行うものである。

II. 主な改正内容

2. 適用範囲：JCSS、JNLA、ASNITE とし、ASNITE については、ASNITE 試験事業者（環境等）を除外することを明文化した。

3. 法令、引用規格、規程等

- ・ 順番を法令、引用規格、(NITE) 規程等の順番とした。
- ・ 引用規格に ISO/IEC 17000 及び VIM3 を追加した。後者は、以前の VIM と比べて用語の定義が全く異なることから、発行年を明確にした。
- ・ 旧第 8 項で定めている NITE 規程を第 3 項に移した。
- ・ 国際規格（ILAC を含む。）及び地域規格（APLAC）は英語名を追記した。

4. 用語：VIM3 の定義を反映すると共に全体的に見直した。標準物質、認証標準物質について標準物質生産者に適用するときは、VIM3 ではなく ISO Guide 35 の定義を適用することを明記した。これらは本来、ISO Guide 30 を引用すべきだが、ISO Guide 30 の最新版に対応する JIS が存在せず、認定事業者等が英文しか引用できない懸念があることから、最新の用語を定義している ISO Guide 35 を引用することとした。

- ・ 国家計量標準研究所：英語略称及び名称を追加した。
- ・ 参照標準：VIM3 5.6 で定める定義「参照測定標準」に訂正した。
- ・ 作業標準：VIM3 5.7 で定める定義「実用測定標準」に訂正し、呼称を補足した。
- ・ 標準物質：VIM3 5.13 で定める定義を追加した。
- ・ 認証標準物質：VIM3 5.14 で定める定義を追加した。

また、ISO/IEC 17025、VIM3、計量法関係法令等の用語の相互関係について表にまとめ、わかりやすくした。

5. 旧附属書 1 で定めていた計量計測トレーサビリティの概念の項を新設の上、5.1 で計量計測トレーサビリティの定義を枠囲みで定めると共に、5.2 で計量計測トレーサビリティを確認するための要素（ILAC-P10:2002 から引用）を定めた。

用語「測定のトレーサビリティ」は、「計量計測トレーサビリティ」に訂正した。

6. 計量計測トレーサビリティの基本方針

- ・従前の規定は、重要設備・装置の規定、内部校正の規定、証明書の規定が旧 5.1 項で全て記述されており、備考も多く、読みにくかった。このため、これらの内容を 6.1～6.3 に分割すると共に、各々に注記を分散させ、対応関係をわかりやすくした。
- ・重要設備・装置の内容を枠囲みで記述し、わかりやすくした。
- ・計量計測トレーサビリティの証明について、可能な限りまとめた。また、APLAC における標準物質生産者の MRA について追記した。
- ・旧 7.項で定めていた国際 MRA 対応認定事業者の内容は、6.3.1 項に反映すると共に、6.3.2 項に登録事業者の項目を設け、6.3.1、7、7.1 及び 7.2 のうち該当する用語「認定」を「認定（登録）」に読み替えることとした。

7. 校正事業者、試験事業者及び標準物質生産者への適用

用語や表現は大幅に見直したものの、本質的な内容に変更はないが、対象となる設備・装置・物質について、記録となる証明書等の表現との整合性を図るため、「参照測定標準」、「実用測定標準」及び「標準物質」の用語を適宜追記した。

3. 今後の予定（改正期日）

本案の改正期日は、8 月 1 日を予定している。

以 上